

人と動物の豊かな関わり推進に向けた犬や猫との暮らし情報発信イベント 企画・制作・実施業務委託仕様書

1 業務の名称

人と動物の豊かな関わり推進に向けた犬や猫との暮らし情報発信イベント企画・制作・実施業務

2 業務の目的

滋賀県では、飼い主のいない猫の繁殖により生まれた仔猫の引き取りや、飼い主の自己都合による飼い犬・猫の引き取りなどにより犬や猫の致死処分数の減少が妨げられている。

動物愛護への関心の濃淡に関わらず、広く県民に人と動物のつながりの重要性を発信し、人と動物が適正に関わることで人のこころの健康と動物（ペット）の健康が共に保たれた社会を育むことを目的として実施する。

3 実施期間

契約締結日～令和9年（2027年）2月28日

4 実施場所・実施日等

(1) 実施場所：アル・プラザ野洲（滋賀県野洲市小篠原1000）

実施日時：令和8年10月4日（日）

(2) 実施場所：滋賀県立びわ湖こどもの国（滋賀県高島市安曇川町北船木2981）

実施日時：令和8年10月11日（日）

(3) 実施場所：ビバシティ彦根（滋賀県彦根市竹ヶ鼻町43-1）

実施日時：令和8年10月24日（土）

5 業務委託の内容

(1) イベント実施前

次によりイベント開催の準備を行うこと。

① うちの子写真展の写真およびエピソード募集

・5（2）ア②に用いる写真およびエピソードをSNS等を用いて募集する。

・募集期間は契約後なるべく早い日から始め、イベントで展示するパネル作成までに間に合う期間内とする。

・募集対象は県内県外を問わず、広く応募を周知する。

・応募にあたっては、下記事項に対し承諾を得る。

(ア) 応募された写真、エピソードは本イベントで掲示すること

(イ) 本イベント終了後も本県および一般財団法人滋賀県動物保護管理協会の動物愛護に関する啓発等で使用する可能性があること

(ウ) 応募多数の場合は使用されない可能性があること

(エ) 居住地（市町）、氏名（アルファベットの頭文字）を公表すること（匿名も可）

(例：滋賀県東近江市 K様)

- ・写真は、下記要件を満たすものとする。
 - (ア) 保護犬、保護猫を被写体としたもの
 - (イ) 人物が写っている場合、人物が特定されないように加工が加えられているもの
 - (ウ) 見ている人が保護犬、保護猫との楽しい暮らしを想像できるもの
- ・エピソードは、下記要件を満たすものとする。
 - (ア) 応募者が実際に保護犬、保護猫と暮らすなかで体験した内容であること
 - (イ) 「楽しい、面白い、心がほっこりする」内容であること
 - (ウ) 「楽しいだけにとどまらず、不安や悩みなどを踏まえたより充実した犬猫との関わり・生活を送っている」ことが伝わる内容であること
- ・なお、本事業の目的を達成するために、県と相談のうえ条件を追加、変更することがある。
- ・うちの子写真展で集まった写真、エピソードをもとにパネルを作成する。

②優秀作品の審査、表彰

- ・外部審査員（3名程度）を選任し、優秀作品3点程度に景品を贈呈すること。
- ・なお、外部審査員および優秀作品の選定、審査基準にあたっては、事前に県と相談すること。

③広報媒体・インターネット等を用いたイベント周知活動

- ・うちの子写真展の募集について、各種媒体（インターネット、テレビ、ポスター等、以下同じ）を活用し、効果的に周知すること。
- ・イベント開催のおおむね2か月前から各種媒体を活用し、特性を生かして効果的な集客を図ること。
- ・各イベント終了後、次回イベント開催までの間にも積極的に周知を行うこと。

④紙媒体を用いたチラシ、ポスターの作成

- ・公共施設などで配布するチラシ2種（うちの子写真展、イベント）を作成すること。（A4、片面、カラー刷り、うちの子写真展 1500部、イベント 3500部程度）
- ・公共施設などに掲示するポスター2種（うちの子写真展、イベント）を作成すること。（A2、片面、カラー刷り、各 150部程度）
- ・当日のプログラム、会場設営図などをホームページ上に掲載し、チラシからQRコードを用いて案内する。

(2) イベント実施当日

次により実施すること。

① うちの子写真展

- ・家族に迎えられた元保護犬・保護猫の写真展を実施し、幸せのおすそ分けを行う。
- ・5（1）①で作成したパネルを展示する。
- ・保護犬、保護猫との楽しい暮らしが想像できるように展示する。

② 災害時同行避難に関する展示

- ・一般財団法人滋賀県動物保護管理協会が作成したパネルを活用するとともに、災害時のペット同行避難に関する普及啓発を行うこと。
- ・ペットを飼っていない人への普及啓発も実施すること。

③ VR を用いたふれあい体験

- ・ネスレ日本株式会社が提供する VR ツールを使用し、犬猫とのふれあい方について理解を深める体験を提供する。
- ・なお、VR ゴーグルの貸し出しについては、県を通じて調整することとし、ゴーグルの貸出については経費見積りに含めないこと。

④ 動物との適正な関わり方を学ぶワークショップ

- ・笑顔ある犬猫との暮らし、犬猫との適正な関わり方や健康維持の方法について学ぶワークショップを開催する。
- ・なお、ワークショップの内容、回数等については相談のうえ変更する可能性がある。
- ・ワークショップの内容によっては消耗品等の必要な経費を参加者から徴収することができる。

【想定例】

下記ワークショップを1日あたり2種類（午前1種類、午後1種類）実施する。

- ・「犬猫の健康管理ワークショップ」:犬と猫が健康に長生きするために、適切な運動量や病気、健康管理について学ぶ。
- ・「犬猫のおもちゃ、おやつ作りワークショップ」:犬や猫と楽しく関わるためのおもちゃ作りや、栄養素を補うためのおやつ作りについて学ぶ。
- ・「災害時同行避難ワークショップ」:災害時の同行避難に備えて、飼い主が平常時から準備しておくものや、考えておくべきことについて学ぶ。

⑤ アンケートの印刷・実施・集計

- ・県が別に示すアンケート用紙を印刷し、来場者に配布・回収し、集計すること。
- ・より多くの来場者にアンケート用紙を記入してもらえるよう工夫すること。

⑥ その他

- ・①～④の効果を高めるため、各ブースの回遊性の高いイベント（各ブースの内容を踏まえたクイズラリーなど）を計画すること。
- ・動物に関心の無い層にも来場してもらえるよう、展示方法や内容、集客方法を工夫すること。
- ・①～④の他、適宜相談のうえイベントを追加することがある。
- ・5（1）④で作成したポスター掲示、チラシの配布等により、5（2）のイベントについて効果的に周知するとともに、イベント当日においても積極的な集客を行うこと。
- ・各イベントに係る表示（看板やのぼり旗等）を設置すること。
- ・当日のプログラム、会場設営図を作成し、当日会場に掲示するとともに、来場者に配布すること。（500部程度）
- ・消費電力の高い電子機器を使用する場合は、電源設備を確保すること。

(3) 実施結果報告

- ・実施後は、任意の様式により実施結果報告書を作成し、実施状況をカメラを用いて（可能であればビデオを併用して）記録撮影したものとアンケートの集計結果を添えて当課へ提出すること。

(4) その他

- ① 提案内容に応じて、必要な音響や装飾、机をはじめとする備品、資材などを手配し、配置す

ること。

また、参加者の安全に十分配慮し、運営・管理に必要となるスタッフを適切に配置すること。

- ② 謝金の支出は認められないので、経費見積の際は注意すること。
- ③ 障害者差別解消法を踏まえ、バリアフリーを意識した会場設営やイベントの情報保障（スライドでの表示等）など、障害のある方への合理的配慮を行うこと。
- ④ 感染症の拡大、台風等により上記業務を実施できない場合には、中止した業務の実施に要する価格に相当する代替事業の提案、見積書の再提出を行い、県と協議のうえ可能な限り実施することとする。
- ⑤ 代替事業を含め事業を実施できなかった場合は、当課と協議のうえ、当該事業にかかる費用を契約金額から減額する。

6 実施計画票・実施結果報告書

- (1) 上記5に基づき、受託者は、あらかじめ実施内容・場所等を計画した任意の実施計画表を受託後速やかに作成し、当課に提出すること。
- (2) 事業完了後は、5（3）に基づき速やかに実施結果報告書（様式は任意）を作成し、実施状況をカメラやビデオで記録撮影したものを当課へ提出すること。

7 委託料の支払い

委託業務の完了後、一括精算払いとする。

8 特記事項

- (1) あらかじめ当課と調整したスケジュールに基づき事業を実施すること。
- (2) 実施内容について当課と十分協議を行うこと。
- (3) 採用された企画案でも、業務の目的達成のために、協議のうえ、内容の変更を行う場合がある。
- (4) 業務履行に際し、他の者の著作物を利用する場合は必ず許諾を得ること。著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、滋賀県に不利益が生じないよう、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。
- (5) 制作したパネル等については、この委託業務にかかる契約期間満了後についても、特に期限を定めず当課が行う動物愛護普及啓発事業で使用するため、そのために必要な著作権にかかる手続等については受託者においてこれを処理すること。また、これにかかる著作権使用料については今回の契約金額に含むこと。
- (6) 受託者は、当課に対して本事業で制作した啓発物品等について必要なデータや写真、資料などの情報を提供すること。
- (7) 本業務にかかる物品購入等にあたっては、できる限り滋賀県内中小企業者および障害者就労施設等への発注や県産品の活用に努めること。
- (8) 企画・制作・実施にかかる経費すべてを本業務委託料に含めること。

(9) この契約に基づく制作物の著作権（著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）および第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を含む。）は、制作物の引渡しの際に滋賀県に無償で譲渡するものとする。

(10) 事業の実施にあたっては、関係団体、会場周辺の団体等との理解、連携をすすめること。

(11) その他、本業務を遂行するに当たって必要な事項については、協議のうえ、決定する。